

# 道路境界確認に関する手続きマニュアル

令和7年10月20日

高知県 高知土木事務所 道路管理課

高知市内で県道（県が管理する道路）に隣接する土地の売却、分筆、住宅の建築などを予定されている方で県道と隣接する境界線（以下、「境界」という。）の明示（立会確認、証明、同意等）が必要になる場合があります。

県道との境界確認を希望される方は、以下のとおり申請等の手続きを行ってください。

土地の境界は、所有者及び県の財産にかかわる重要な事項です。その確認や証明には、法律上の専門知識や正確な測量が必要になりますので、まずは、土地家屋調査士などの専門家にご相談されることをお勧めします。

## 1 道路境界立会申請

県道と接する民有地（個人または法人が所有する土地）の境界確認のための手続きです。

立会とは、県道と民有地の境界を明確にするため、官民の土地所有者や関係者が立ち会い、公図や測量図、過去の立会記録等を元に現地で確認する作業です。

### (1) 境界立会が必要な主要ケース

- ① 建物（ビル、家屋、ブロック塀、駐車場等）を建てるため、県道との境界を明確にしたい場合
- ② 売却や遺産分割等のため分筆等の登記手続きを行う場合
- ③ 正確な測量結果で土地の面積を知りたい場合
- ④ 各種許認可部署等から、「境界線証明書」や「境界確認同意書」の提出を求められた場合など

### (2) 申請条件

#### ① 県道に接道していること

県道とは、高知市では高知県高知土木事務所長（以下、「高知土木」という。）が管理する道路を指します。

（このマニュアルでは、高知土木が管理する国道195号も「県道」と表記します。）申請前に必ず、道路と申請地が接していること、その道路の現況が県道であることを確認してください。地図などに「県道〇号線」と表示されています。なお、二桁国道又は市道、私道、河川管理道や港湾臨港道路などは高知土木道路管理課が行う立会の対象外です。

#### ② 申請人について

- ・申請人は、申請地の所有者（登記簿に記載の権利者）であることが原則です。
- ・申請地の登記名義人（権利者）が死亡している場合は、権利者と相続人及び申請人との関係を明らかにした登記簿等の書面を申請書に添付してください。
- ・申請地が共有持分など所有者が複数の場合は、申請人欄に全員の記名押印が必要です。  
※複数の所有者の代表が申請する場合は、所有者全員が記名押印した「委任状」を提出してください。  
※共有者のうち、登記事項証明書等により住所・氏名が確認できない場合は、申請書の備考欄にその旨を記載してください。
- ・申請手続きや立会等を土地家屋調査士などの代理人が行う場合は、委任手続き（「委任状」の添付）が必要です。高知土木への委任状の提出は必須ではありませんが、申請人に代わって代理人が立会する場合は委任状またはその写しを提出していただきます。

### (3) 立会までの流れ

#### ① 事前準備等

##### ア) 調査

法務局で公図や登記事項証明書等を取得し、申請地と県道が接道していることを確認してください。  
原則として、境界確認は、申請人（若しくは代理人）の立会のもと行います。  
立会当日に隣接地等との境界（三方境）の確認を同時に行う場合は、隣接地所有者などの関係人と立会者の関係がわかる資料の提出を求める場合があります。

##### \*\*関係人の定義\*\*

- ・隣接地の所有者またはその管理者
- ・土木委員や土地改良組合等の地元役員
- ・法定外公共物（里道や水路等）の所有者または管理者  
※法定外公共物（里道や水路等）が道路敷の場合、道路幅員が決まっている場合等
- ・対側地（分筆登記する場合に当該地に接する全ての筆）の所有者

##### イ) 境界点の復元

法務局で地積測量図が取得できる場合は、事前に測量点を現地に復元してください。  
14条（不動産登記法）地図以外の精度の低い古い地積測量図しか取得できない場合や土地境界等の復元が困難と思われる場合は、申請時にその旨をご説明ください。  
高知土木道路管理課で境界等を確認できる参考資料等がある場合は、事前に情報をお伝えします。

#### ② 申請

「道路境界立会申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入し、下記の添付書類を担当課に提出してください。

##### \*\*添付書類\*\*

##### ア 位置図（住宅地図等）

イ 14条地図または法務局に備付けの地図に準ずる図面（以下、「公図等」という。）の写し

※申請地が複数の字にまたがる場合、公図等（写）の合わせ図を作成してください。

※県道に接する申請区間を朱線で明示してください。

##### ウ 測量図や実測図等

※公共事業や区画整理事業、民間の開発事業などで作成した図面を取得できる場合

##### エ 登記事項証明書（若しくは登記事項情報）

※申請地及び隣接地を含む全ての関係する土地を証明できるもの

※申請人が法人である場合は別に法人登記事項情報等

##### オ その他、高知土木が必要と判断するもの

※申請人と立会人が異なる場合は委任状またはその写しが必要です。

#### ③ 立会日時調整

申請書類を審査し立会可能となった場合は、申請者等にご連絡しますので、日程調整を行ってください。  
事務所に申請書を提出された場合は、その場で簡単な審査を行いますが、正式に受理し立会可能か審査する必要がある場合は、後日、ご連絡いたします。

なお、申請書の提出時に担当者が不在の場合も、同様に審査を行ったうえで別途ご連絡いたします。  
正式受理の連絡時には、立会可能な日をお聞きし、日程調整して立会日時を確定します。

#### ④ 立会（当日）

下記の確認を行います。

- ・申請人の出席の有無等

※申請人が欠席される場合は事前（又は当日）に委任状またはその写しを提出してください。

- ・地積測量図等から復元した境界点等

※可能な限り、事前に復元しておいてください。

- ・境界明示物（金属鋲や境界杭、プレート、マーキング等）

※過去の記録等により道路構造物で確認する場合があります。

※高知土木で作成・保管する立会記録用として、立会時の状況などを写真撮影します。

## 2 隣接境界線証明書の交付申請・同意願

道路境界立会申請に基づく立会は、所有者及び権利者等がお互いの境界を確認したに過ぎません。

立会結果を公的資料とするには、境界立会を基に作成した測量図の境界線を確定する、「隣接境界線証明書」や「土地境界確定等の同意書」などの作成が必要です。

登記等（地積更正登記、分筆登記等）を行う場合には法務局からの、また、開発等の許可申請を行う場合には所管する公的機関からの、「隣接境界線証明書」や「同意書」の提出を求められることがあります。

### (1) 隣接境界線証明書の交付申請

証明の対象は、申請があった土地に接する公有地（県道管理区域）の起終点（三方境を特定するものではありません。）の2点を結んだ辺（複数筆の申請地の場合は、一筆ごとの境界点を結んだ辺）となります。

高知土木事務所は、申請地以外の私有地の境界を証明するものでないため、証明書には、「申請地との境界線のみを証明するものです。」と記載します。

「隣接境界線証明書の交付願」（別紙様式2）に下記の書類を添付のうえ、担当課に提出してください。

※添付書類※

#### ア 隣接境界線証明書（交付用と控用各1部）

※交付用に隣接境界線証明書に公印（割印）を押して交付します。証明の対象（境界線）がわかる実測図等を添付してください。

#### イ 位置図（住宅地図等）

#### ウ 官民境界線を明示した写真

#### エ 交付手数料

※高知県収入証紙（420円）を貼付

#### オ その他、高知土木が必要と判断するもの

#### カ 公図等の写し

※場合によっては公図等（写）の合わせ図も添付してください。

※証明区間を朱線で明示してください。

#### キ 登記事項証明書（若しくは登記事項情報）

※申請人が法人である場合は別に法人登記事項情報

カ、キについては、立会時と内容等に異動がない場合は省略できます。

(2) 土地境界確定等への同意願（高知市が管理する里道や水路等法定外公共物の境界確定等）

土地境界確定書に高知土木の同意が必要な場合は、下記の書類を高知土木事務所の控え分を含め正副2部を担当課に提出してください。

＊＊提出書類＊＊

ア 同意願

様式任意、宛先は高知県高知土木事務所長

イ 土地境界確定申請書

法務局などの行政機関が定める必要な書類一式

3 立会確認結果提出のお願い

境界立会後に「隣接境界線証明書」の交付申請等を行わない場合、立会確認結果の提出をお願いします。

＊＊提出書類＊＊

ア 立会確認結果

様式は任意

イ 実測図

前記の2（1）「＊＊添付書類＊＊」アに準じて作成した、証明の対象がわかる実測図等

ウ 写真

前記の2（1）「＊＊添付書類＊＊」ウに準じて作成した、官民境界を明示した写真

4 留意事項

○関係法令等の遵守をお願いします。

○境界立会や証明（同意）に係る測量費用や公図等の取得費用等は、申請人が負担してください。

○立会日を設定した場合は、事前に境界明示物の確認及び境界点が解るように、マーカーやピン、境界杭等で境界等を復元するなどして、当日の作業がスムーズに進むようにご協力をお願いします。

○また、申請地に雑草などが生い茂っている等のため、現場の境界点等が確認できない場合は、立会を延期して再立会とする場合もあるので、事前の草刈りなどをお願いします。

## よくある質問 FAQ

Q1 立会では、どのような基準や方法で境界を確認するのですか？

A 県道に接する申請地の境界立会は、明らかに境界と認められる境界明示物（境界杭や境界プレートなど）がある場合や復元された測量点（座標値）がある場合など、現地でそれらを確認することを基本とします。

ただし、境界が明らかでない場合は、道路を管理するうえで適正な境界を特定するため、以下の要素を確認します。

- ・ 現地立会時の道路形状
- ・ 道路舗装の状況
- ・ 側溝や擁壁などの道路構造物の位置

これらを総合的に判断し、申請者および関係者の合意を得た上で、側溝の框（かまち）や構造物の縁（へり）などを適正な境界とすることもあります。

なお、申請者や関係者の合意が得られない場合は、境界未確定となり、証明書等の発行は行えません。

Q2 隣接する道路が県道かどうか分かりません。

A 道路標識又は地図アプリ等で確認をお願いします。市町村等が管理する道路と県道との境界が明確でない場合は、高知土木備え付けの道路台帳でも確認できますので、窓口（道路管理課）へお越しください。

Q3 隣接する土地が空き地や里道のような場所のため、道路かどうか不明です。

A まずは、法務局で登記事項証明書や公図を取得し、所有者や地目を確認してください。

Q4 登記簿上では、所有者「高知県」、地目「公衆用道路」となっている土地は、県道ですか？

A 現況が県道敷内（県道の待避所や余幅地を含む）であれば、県道として道路管理者が立会を行います。

ただし、現況が道路でも臨港道路や河川管理道等、道路管理課以外の担当課が所管する場合があります。また、現況が道路敷地でない土地の境界立会については、高知土木事務所の担当課以外の場合がありますので、こうした場合は、窓口（道路管理課）にご相談ください。

Q5 登記簿上では、国の旧省庁名（内務省、建設省など）の現況が道路の立会は、誰が行いますか？

A 登記簿上、内務省、建設省など国の旧省庁名の道路であれば、従来国道であった県道及び市町村道が国から地方自治体へ名義変更手続きがされていない道路の可能性もあります。立会予定場所を特定したうえで窓口（道路管理課）にご相談ください。

Q6 隣接する道路の現況は市道ですが、公図で確認したところ所有者が「高知県」となっていました。この場合、立会申請先は高知土木ですか？

A 高知土木では、現況が道路法7条に規定する都道府県道の（道路区域）の場合は、土地所有者の名義が「高知県」のほか、国の旧省庁や市町村、個人の場合であっても、道路法第15条の規定により、「都道府県（高知県）が管理する。」と定められているため、道路管理者として、高知土木が立会確認及び証明・同意事務等を行っています。

このため、申請地の現況が道路法8条に規定する市町村道（高知市道）の道路区域内の場合は、道路法第16条の規定により「市町村（高知市）が管理する。」と定められていますので、「道路管理者」である高知市にご相談ください。

Q7 市道に隣接する「高知県」名義の土地に、水路や側溝、擁壁など市道の道路構造物があります。この場合の立会申請先は高知土木ですか？

A 隣接地の現況が市道（道路区域）内であれば、高知市が立会確認及び証明事務等を行うべきと考えます。

そのため、高知県には、所有権があっても「公物管理権」がないので、市道（道路区域）の場合は、立会確認等ができない場合がありますので、高知市にご相談ください。

#### 【解説】

所有者が異なっても、「公物管理権」に基づく管理権の一環として、管理対象の「現況」が道路法7条に規定する都道府県道であれば県が、道路法8条に規定する市町村道であれば市町村（高知市）が、道路法15条及び16条に基づき、それぞれの道路管理者が立会確認や証明事務などを行います。

・「公物」とは、国や地方公共団体などの行政主体が、公共の用に供する目的で管理・支配している有体物をいい、具体的には道路、河川などがこれに含まれます。

・「公物法（公物管理法）」とは、これらの公物を適切に管理し、その公共的利用を確保することを目的とする法律体系です。公物の種類に応じて、たとえば道路なら「道路法」、河川なら「河川法」、海岸なら「海岸法」など、個別に法律が制定されており、これらが総じて公物の管理・利用に関する法制度を構成しています。

・「公物管理権」とは、行政主体（国や地方公共団体など）が、道路や河川などの公物をその公共目的に沿って適正に管理・支配するために有する、公権力的かつ包括的な権能です。この権能には、公物の機能を維持・保全、その使用の許可・制限、および不法占用・秩序を乱す行為の排除などが含まれ、公物本来の機能を維持し、その公共的利用を確保することを目的とします。

Q8 法定外公共物（里道や水路等）の立会が高知土木ですか？

A 平成14年4月に施行された「地方分権一括法」により、法定外公共物（里道や水路等）は、平成17年3月末までに原則として市町村へ無償で譲与されています。このため、現在は、基本的に高知市がその所有・管理・維持を担っていますので、立会は、原則、高知市が行います。

ただし、県道敷（道路区域）内の法定外公共物については、高知土木が境界を確認しています。

Q9 関係人の所在等が不明で連絡がとれませんが、境界線証明は発行されますか？

A 当日の境界立会で確認した県道との境界線証明は、あくまで申請地と県道と接する申請区間の境界を証明するものです。このため、必ずしも隣接地の関係人等の立会は必要ありません。なお、申請地と隣接地との境界については、県は関与いたしません。また、証明書は、申請地と隣接地との境界を保証するものではありません。このため、証明書欄外に「申請地との境界線のみを証明するものです。」と記載します。

Q10 申請書の記名は、申請者が自署する必要がありますか？

A 申請書の記名については、必ずしも自署（サイン）の必要はありません。ただし、ワード等で原稿を作成した場合やゴム印を使用された場合は、記名の横に押印をお願いします。

Q11 立会当日、申請者の参加は必要ですか？

A 原則として、申請者ご本人の立会をお願いしております。やむを得ず欠席される場合は、代理人が代わりに確認することになりますが、事前または当日に委任状かその写しを提出してください。ご家族などの関係者が代理となり出席される場合でも、同様に委任状かその写しの提出が必要です。

なお、立会当日までに委任状の提出がなく、正当な申請者であること確認できない場合は、当日の立会を中止させていただくこともありますので、ご注意ください。

Q12 立会当日に、急遽、予定していた関係人が欠席します。

A 必ずしも関係人の立会は必要ありません。ただし、後日、隣接地の所有者と立会した結果、申請区間が変わる場合や隣接地側の移動があった場合は、再立会が必要になりますので、その場合はご相談ください。

Q13 証明（同意）書の交付を受けたいのですが、立会申請を行ってからどれくらいで交付されますか。

A 証明（同意）書の発行は、立会申請書を受理した後、立会申請書類審査、日程調整、現地立会、情報整理・立会記録作成、交付申請受理、交付申請書類審査といった一連の手続きを経て行われます。

申請者側で行う立会日程の調整や現況確認、測量結果の整理、交付申請にかかる準備等の期間も考慮し、立会申請から交付申請までの期間を見積もってください。

なお、境界立会記録を整理後、交付申請の提出・受付から概ね2週間程度を目安に証明書等を交付します。

Q14 現地立会の日程調整をしたいのですが、どれくらいの期間を設定すれば良いのでしょうか。

A 申請受理後1～2週間を目安に、複数の候補日を設定してご連絡ください。ただし、時期的に対応できない期間（ゴールデンウィークやお盆休み・年末年始等）や既に立会予定が入っているなど、混み具合によっては、3週間以上先になる場合もあります。限られた人数で対応していますので、皆様のご理解ご協力をお願いします。